

調剤内規（保険薬局向け）

1. 薬袋・薬札

〔A〕薬袋の選定

- (1) 原則として処方番号ごとに1枚の薬袋とする。
- (2) 同一処方番号内に服用錠数の異なる薬剤がある場合は、薬袋を別にする。
- (3) 同一処方番号内に錠剤・カプセル剤と散剤が含まれている場合には、薬袋を別にする。
- (4) 同一処方中で2種類以上の既製分包散剤等を投薬する場合は薬袋を別にする。
- (5) 一包化を行った錠剤は、用法ごとに薬袋を一枚とする。

2. 錠剤

(1) 錠剤の分割について

原則として割線のある錠剤についてのみ分割投薬を行う。

割線のない錠剤については、粉碎可能な錠剤の場合は粉碎し、散剤として投薬する。(粉碎できないものについては、医師に照会する)

(2) 錠剤の粉碎について

処方箋上に「粉碎」等の表示がある場合、服用困難な患者への投薬の場合、また前述の内容の場合、粉碎可能な錠剤のみ粉碎し散剤として投薬する。

粉碎できないものについては、医師に照会する。

3. 散剤

〔A〕賦形剤

製剤の変質を防ぎ分割を正確にし、服用し易いようにするため「調剤学上の当然の処置」として賦形剤の添加を行う。

(1) 賦形剤は特別の場合を除き乳糖を用いる。

成人は16歳以上、小児は16歳未満とする。

①服用回数が分2以上の場合

- ・成人の場合1日量が1.0g未満のとき 1日量に1.0gを添加
- ・小児の場合1日量が0.5g未満のとき 1日量に0.5gを添加

②服用回数が分1または頓用の場合

- ・成人の場合1日(1回)量が0.5g未満のとき 1日(1回)量に0.5gを添加
- ・小児の場合1日(1回)量が0.3g未満のとき 1日(1回)量に0.3gを添加

(2) 次の医薬品の賦形剤はバレイショデンプンを使用する。

イスコチン錠の粉碎時

(3) 顆粒剤・ドライシロップに賦形剤は添加しない。

ただし、顆粒剤はその商品名に関係なく、その形状により顆粒の判断をする。

(4) 錠剤を粉碎したとき、またはカプセル剤をはずしたときの総重量が(1)の場合、賦形剤を添加する。

※ただし、状況によりこれを除外する事がある。事後はその旨をオーダー上に記載し、同様の調剤を提供できるよう配慮すること。

(5) ガランターゼ散には賦形はしない。

(6) 一処方中に顆粒剤またはドライシロップ(小児用細粒含む)と少量の散剤処方がある場合は全量のグラム数で判断し(1)により賦形する。

〔B〕錠剤（カプセル剤）の粉砕

- (1) 処方箋上に「粉砕」の指示がある場合、粉砕を行う。カプセル剤においては脱カプセルをして調剤する。
- (2) 錠剤・カプセル剤しか採用されていないもので、割線を用いても服用回数で割り切れない場合は粉砕を行う。
- (3) いずれの場合にも粉砕可能な薬品のみ粉砕し、特殊加工されたものや粉砕することにより薬効が低下する薬品については医師に照会する。

〔C〕倍散

1日の処方量（分1・頓用を含む）で、その秤取量が少量のものは必要に応じて倍散を調製し調剤を行う。（2021年6月30日現在、倍散製剤はなし）

〔D〕配合変化（湿潤を含む）

配合変化（湿潤を含む）が予想される薬剤については組み合わせ散剤とする。なお、別包の選択は調剤が簡略できる方法を用いる。

組み合わせ散剤および別包とする薬剤については、別紙1に示す。

〔E〕秤量・混合

- (1) 処方の1回量が既製分包散剤（予製剤を含む）の1包もしくは、その整数倍での組み合わせになる場合には、その既製分包散剤を使用する。
- (2) 単味処方の場合、既製分包散剤（予製剤を含む）で1回服用量と1包量もしくは、その整数倍量が合致するときは、そのまま使用する。

〔F〕分包

- (1) 分包機に前薬が付着しているときには十分に掃除機で吸い取るか、乳糖で色取り吸着させる。

4. 内用液剤

- (1) 容器は液剤の総量に応じ目盛りが読み取れる最小のものを選び、原則的に処方記載順に秤取する。
- (2) アルファロール液、ラクツロースシロップ、アルロイドG内用液、インクレミンシロップ、デパケンシロップ等はそれ自体の容器をそのまま使用してもよい。（端数分は投薬容器を使用し、患者向けの説明用紙を添付する）
- (3) 水剤の賦形剤は、原則として精製水を使用し1回服用量が最小整数値になるように調剤することを基本とする。エリキシル剤は単シロップでの賦形とする。
- (4) 使用の際に計量が必要な場合は適当な計量器を添付する。
- (5) 小児（16歳未満）の処方であつ1回量が2mL以下になる場合はスポイト等を添付する。
- (6) 下記の薬品は原則として原液で与薬する。
トリクロリールシロップ、アルファロール液、ラクツロースシロップ、アルロイドG内用液、ネオーラル内用液、単シロップ
- (7) 配合不適の薬品は容器を分けて与薬する。
- (8) 投薬期間が14日を超える場合は、薬品毎に別容器とする。

5. 外用剤

使用方法の説明書が必要な場合はこれに添付する。

〔A〕軟膏類

- (1) チューブ等既製容器入りの軟膏類は出来る限り分割調剤を行わない。
- (2) 投薬に容器が必要な場合は、最小容量かつ複数の場合は同容量の容器を用い投与する。
- (3) 軟膏容器を使用し2種類以上の軟膏類が投薬される場合は、容器の蓋、並びに薬袋に使用部位等を記入する。

〔B〕外用液剤

- (1) 吸入薬など使用の際に計量が必要な場合は適当な計量器を添付する。

〔C〕その他

- (1) 通常、薬品名のラベルは付けたまま投薬するが、毒薬や抗癌剤など患者に不安感を抱かせると思われる場合は取り除く。

6. 一包化要領

- (1) 処方箋に一包化又は混包の記載がある場合、与薬日数が同じで服用時間が同一の場合は原則として一包化する。別包（一包化除外）の指示のあった薬品については、それぞれ単独にて調剤する。診療科が異なる場合は、まとめて一包化を行わない。

下記の薬剤については、完全一包化の場合を除き一包化対象外とする。（別紙1参照）

- 糖尿病薬
- 吸湿性の強い薬剤
- 特殊な服用方法を有する薬剤
- その他

また、下記の薬剤については、完全一包化の場合でも一包化対象外とする。（別紙1参照）

- 抗がん剤
- 管理上規制のある薬剤：麻薬、治験薬

- (2) 分包方法については、監査時の簡便性を考え、朝朝朝～昼昼昼～タタタ～で分包を行う。

I. 散剤

- ①. 配合変化（湿潤を含む）により組み合わせ散剤とするもの
炭酸水素ナトリウムとハイシー顆粒の配合時
- ②. 配合変化（湿潤を含む）を避けるため別包とするもの
アスピリン末、アレジオンドライシロップ
- ③. その他、別包とするもの（抗がん剤など）
ロイケリン散

II. 一包化要領

○完全一包化を除き一包化対象外とするもの

糖尿病薬：ピオグリタゾン、グリメピリド、エクア、グリミクロン、ジャヌビア、ミグリトール、ネシーナ、イニシンク、ファスティック、ボグリボース、メトホルミン、テネリア、トラゼンタ、スーグラ、グルベス、カナグル、フォシーガ、オングリザ、デベルザ、ジャディアンス、エクメット、カナリア、スージャヌ、トラディアンス等
吸湿性の強い薬剤：アスパラK、シングレアチュアブル、デパケン、リマプロスト、セルニルトン
特殊な服用方法を有する薬剤：ニトロペン、フォサマック、ボノテオ 50mg、ベネット、ボノサップ
その他：チガソン、マグミット、プレガバリン

○完全一包化の場合でも一包化対象外とするもの

抗がん剤：アフィニトール、アナストロゾール、イレッサ、オダイン、グリベック、テモゾロミド、スーテント、ゼローダ、エスワンタイホウ、ネクサバル、タモキシフェン、ハイドレア、ビカルタミド、レトロゾール、メトトレキサート、インライタ、ロンサーフ、イクスタンジ、ベージニオ、ザイティガ、ユーエフティ、タグリッソ、アレセンサ、レンビマ、アーリーダ、スチバーガ等
吸湿性の強い薬剤：プラザキサカプセル

2021年10月

令和3年9月改訂
令和3年10月13日改訂